

<届出事項変更> (提出期限: 事由発生の日より 14 日以内)

<p>1. 住所・氏名変更</p>	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>② 「被保険者証」および「高齢受給者証」</p> <p>③ 住民票 (個人番号記載のないもの)</p> <p>※「世帯全員」のもので続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>④ 保険加入状況調書</p> <p>※同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証の写しを貼付する</p>
<p>2. 医療機関の変更</p> <p>(第一種組合員・特別組合員のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の名称 ・開設主体 (個人⇔法人) ・勤務形態 (管理者⇔勤務医) ・医療機関の廃止または勤務先を退職 	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>※開設主体の変更の場合 (個人⇔法人)</p> <p>個人医療機関が法人になる時、又は個人医療機関の従業員が 5 人以上になる時で、医師国保組合に引き続き加入する場合</p> <p>② 健康保険被保険者適用除外承認申請書</p> <p>③ 在職証明書等 (非常勤や自宅会員の場合)</p> <p>※医療機関の廃止または勤務先を退職した後も、医療及び福祉の業務に従事する場合</p>
<p>3. 保険料引去り口座の変更</p> <p>(第一種組合員・特別組合員のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引銀行・口座番号・名義等 	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>② 預金口座振替特約書</p>
<p>4. 子どもが修学のため住所を移した場合</p>	<p>① 国民健康保険法第 116 条適用・非適用届</p> <p>② 在学証明書</p> <p>③ 修学先の住民票</p> <p>※「世帯全員」のもので続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの</p>
<p>5. 子どもが修学終了後住所を戻した場合</p>	<p>① 国民健康保険法第 116 条適用・非適用届</p> <p>② 組合員と同一世帯の住民票 (個人番号記載のないもの)</p> <p>※「世帯全員」のもので続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>③ 保険加入状況調書</p> <p>※同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証の写しを貼付する</p>